

小・中学校の保護者向け

「お子さんが豊かに
学べる場」を考えるための

就学ガイドブック



令和6年4月改訂



始良市教育委員会

お子さんの学びの場を考えると、少なからず不安を感じることもあると思います。

本ガイドブックは、保護者の不安が少しでも軽減され、学びの場についての検討を、見通しをもってすすめることができるように作成されました。

学びの場を決めるに当たっては、まずは正確な情報を得ることが大切です。そのためには、学級担任等に相談したり、検討している学びの場を見学したりすることが重要です。教育委員会にも遠慮なくご相談ください。

お子さんが豊かに学べる場を一緒に考えていきましょう。

目 次

I	多様な学びの場	-----	p 1
II	学びの場を決定するまでの手続き	-----	p 8
III	その他	-----	p 10
	資料		



I 多様な学びの場

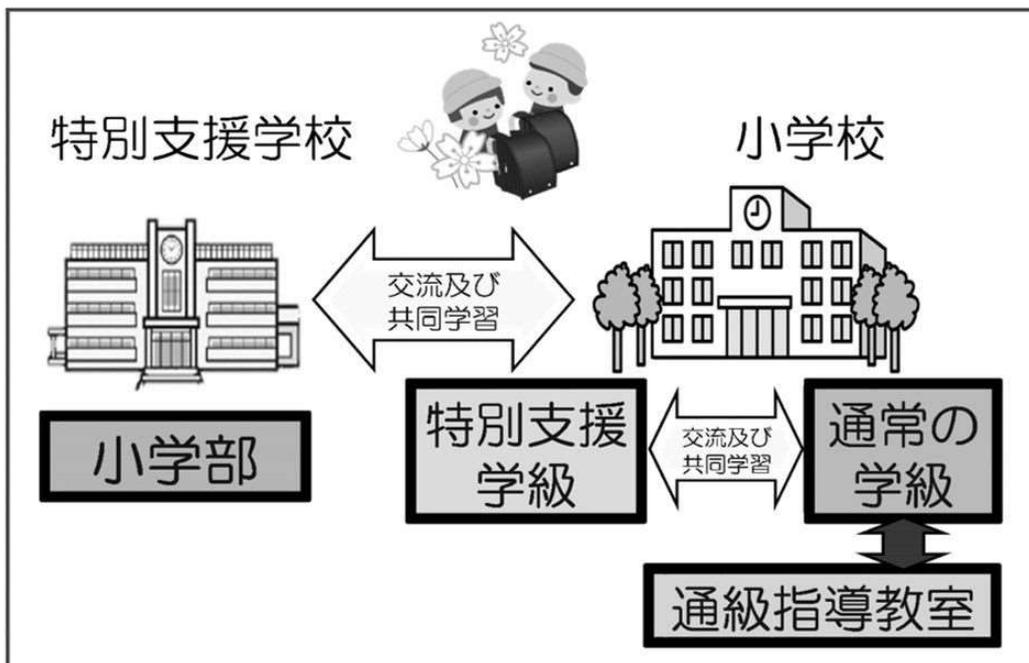
お子さんの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるように、以下の四つの学びの場を用意し、充実を図っています。

- 1 通常の学級
- 2 通級による指導（通級指導教室）
- 3 特別支援学級
- 4 特別支援学校

お子さんの学びの場は、この四つの中から決めることとなります。そのときのポイントは、「お子さんが“できた”“分かった”という思いをたくさん実感でき、生き生きと自分らしく活動できる場所はどこか」ということです。

お子さんの学びの場は、保護者の意見を最大限尊重した上で、**保護者と教育委員会が合意して決定**します。そのため、保護者が就学についてご自身の考えをもつことが大切です。まずは保護者が、「四つの学びの場は、それぞれどのように違うのか、その特徴は何なのか」について知ることが重要です。

そこで、これから、四つの学びの場について紹介します。



四つの学びの場

1 通常の学級について



- **通常の学級**では、多くの友達と一緒に学び合いながら学習することができます。全ての子どもたちにとって分かりやすい授業づくりを進めています。
- 一方で、最大40人に対して一人の先生が教えますので、「一斉指導で学習内容を理解できるか」がポイントになります。
- 「他の子どもたちは国語の学習をしているけど、うちの子は足し算を理解していないので、うちの子だけ足し算を教えてほしい」など、個別に授業の内容を変更することはできません。通常の学級では、一人一人の学習のペースも大切にされますが、集団のペースが優先されます。
- 不安等から頻繁に情緒が不安定になり、集団活動にほとんど参加できなかったり、いろいろなことが気になり座って学習することに苦戦したりしているお子さんは、通常の学級での授業に、強いストレスを感じるかもしれません。
- 支援を必要とするお子さんに対して、**特別支援教育支援員**を配置している学校があります。学校全体で数名の配置になりますので、「支援が必要な子ども全員に、特別支援教育支援員をマンツーマンで付ける」ことはできません。また、特別支援教育支援員は、学級担任をサポートする役割です。例えば、黒板の読み上げ、テストの代筆、制作活動の補助などを行います。担任の代わりに授業をすることはできません。

2 通級による指導（通級指導教室）について



- **通級による指導**とは、通常の学級に在籍するお子さんに対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1～2時間ほど、障害の状態等に応じた特別な指導（「**自立活動**」）を**通級指導教室**で行うものです。授業の大部分を通常の学級で受けることのできるお子さんが対象です。
- 通級指導教室は、例えば、正しく発音することが難しい、友達と頻繁にトラブルになる、字を読んだり書いたりすることに苦戦しているなど、学習面や対人関係面等で困っているお子さんが利用しています。そのようなお子さんは、通級指導教室で、「自立活動」として、正しい舌の動かし方を身に付ける、感情のコントロール方法を知る、文字の音と形を対応させるなどの学習に、個別又は小集団で取り組みます。
- 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「**個別の教育支援計画**」及び「**個別の指導計画**」が一人一人に作成されます。
- 通級指導教室を利用すると、通常の学級での授業に参加できない時間が生じます。そこで、授業内容を補充するために、家庭の協力を求めることがあります。
- 始良市内で通級指導教室が設置されている学校は、**始良小学校**（言語障害、難聴、自閉症・情緒障害）と、**柁城小学校**（LD・ADHD）です。中学校には設置されていません。「〇〇障害」という名称が付いていますが、そこで学んでいるからといって、必ずしもその障害があるということではありません。医療機関による診断は、必ずしも必要ありません。
- 通級指導教室は、他校の子どもも利用することができますが、その場合は、保護者の送迎が必要です。

3 特別支援学級について



- **特別支援学級**は、通常の学級における学習では十分な成果をあげることが難しいけれども、より丁寧な支援があれば教育効果が期待できるお子さんを対象としています。特別支援学級に籍を置いて、原則週の授業時数の半分以上を目安に、障害の状況等に応じた個別又は少人数での学習を特別支援学級で受けます。
- **1学級最大8人**の子どもたちが学び、教師が1人配置されます。複数の学年の子どもたちが一緒に授業を受けることもあります。
- 特別支援学級では、通常の学級で授業を受けることが効果的な場合は、「**交流及び共同学習**」として、通常の学級で授業を受けることができます。「算数だけを特別支援学級で受ける」という具合に、通常の学級に在籍し、ある特定の教科のみ特別支援学級に行くということではありません。
- 医療機関による診断や、療育手帳は必ずしも必要ありません。特別支援学級には、「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」という具合に、「〇〇障害」という名称が付いていますが、そこで学んでいるから必ずしもその障害があるということではありません。
- 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「**個別の教育支援計画**」及び「**個別の指導計画**」が一人一人に作成されます。
- 特別支援学級に在籍したら、高等学校等への進学が難しくなるということはありません。現在、鹿児島県では、中学校特別支援学級を卒業した生徒の約6割が、地域の高等学校等へ進学しています。

- 特別支援学級には、障害の状態等に応じた特別の指導（「自立活動」）があります。
- **知的障害特別支援学級**は、同年齢の子どもたちに比べて「認知や言語に関わる知的機能全般」の発達がゆっくりなお子さんを対象にしています。実生活と関連させた学習（生活単元学習など）を設定することもできます。
- **自閉症・情緒障害特別支援学級**は、自閉症や選択性かん黙（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態）といった障害等により、社会適応に困っていたり、対人関係の構築が難しかったりしているお子さんが対象です。基本的には通常の学級と同じ教科等の内容を、お子さんの状態に配慮しながら行います。
- 特別支援学級には、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級の他にも、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、肢体不自由などがあります。
- 自閉症等がなく、学習障害（LD）のみを有しているお子さんや、注意欠陥多動性障害（ADHD）のみを有しているお子さんは、通常の学級、又は通級指導教室を利用して学習します。
- 特別支援学級に在籍しているお子さんは、基本的には、通級指導教室を利用することはできません。



4 特別支援学校について



- **特別支援学校**は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のあるお子さん（学校教育法施行令第22条の3に該当するお子さん：p12参照）を対象とする学校です。知的障害等がなく、自閉症のみを有するお子さんについては、基本的には地域の小・中学校に通います。
- 就学に際して、医療機関による診断は必ずしも必要ありません。また、療育手帳や身体障害者手帳も、必ずしも必要ありません。
- 小学部では**1学級最大6人**、重複障害学級では**1学級最大3人**の子どもたちが在籍します。1学級に担任が2人配置されることが多いです。
- 小・中学校の特別支援学級と比べて、学校全体で特別支援教育を推進する体制が整っています。また、障害に応じた特別の施設や教材が整備されており、一人一人に応じて教育内容や方法を工夫したきめ細かい指導が行われています。
- 授業は、国語、算数などの教科学習や、実生活と関連させた学習（着替え・排泄などの「日常生活の指導」、買物・公共交通機関の利用などの「生活単元学習」、働く力等の育成を目指した「作業学習」）もあります。
- 障害の状態等に応じた特別の指導（「**自立活動**」）があります。
- 小学部、中学部、高等部があるので、将来の姿（生活や就職など）に見通しをもちやすいのも特徴です。現在鹿児島県では、特別支援学校高等部卒業生の約4割が、一般企業等に就職しています。

- 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「**個別の教育支援計画**」及び「**個別の指導計画**」が一人一人に作成されます。
- 小・中学校に比べて、地域の子どもたちと関わったり、一緒に学んだりする機会が少ないです。そこで、学期に1回程度、居住地の学校に行ってお互いに学習を行う「**居住地校交流**」を行っています。
- 始良市在住のお子さんが通う特別支援学校は、基本的には、**牧之原特別支援学校**（霧島市福山町）又は**加治木特別支援学校**（始良市加治木町）になります。牧之原特別支援学校は、知的障害と肢体不自由が対象、加治木特別支援学校は肢体不自由と病弱が対象です。
- 牧之原特別支援学校はスクールバスがあります。牧之原特別支援学校のスクールバスが停まる近くのバス停まで、保護者が送ります。加治木特別支援学校はスクールバスがないため、保護者が送ります。迎えは、保護者が行ったり、放課後デイサービスを利用したりしています。
- 視覚に障害のあるお子さんのための特別支援学校として**鹿児島盲学校**（鹿児島市西谷山）、聴覚に障害のあるお子さんのための特別支援学校として**鹿児島聾学校**（鹿児島市下伊敷）があります。



Ⅱ 学びの場を決定するまでの手続き

学びの場を決定するまでの手続き（p14参照）として、三つのパターンがあります。パターンⅠ、Ⅱは特別支援学級への入級や特別支援学校への就学・転校を考えている場合、パターンⅢは通級指導教室の利用を考えている場合です。小学6年生で特別支援学級に在籍している児童及び特別支援学校への就学・転校を考えている児童生徒は、パターンⅠが望ましいです。なお、学びの場は、保護者の意見を最大限尊重した上で、教育委員会と合意形成を行い、12月初旬には全てのお子さんの学びの場が決定します。

パターンⅠ：「夏の就学相談会」に参加する

4月～	・ 学びの場について、学級担任等と相談をしてください。検討している学びの場の見学に行き、イメージをもってください。
5月	・ 特別支援学校への就学・転校を検討している児童生徒や、小学6年生で特別支援学級に入級している児童は、「夏の就学相談会」に申し込んでください。また、これまでに行った知能（発達）検査の結果を添付してください。ない場合は、学級担任に相談してください。
7～8月	・ 夏の就学相談会 が開催されます。専門員の先生と30分程度面談をします。お子さんと一緒に参加してください。
8月	・ 提出していただいた資料や面談した際の情報等をもとに、教育委員会で委嘱している十数名の専門家が、お子さんの望ましい学びの場について審議します（ 教育支援委員会 ）。
9～11月	・ 教育支援委員会での審議結果をもとに、教育委員会が判断した学びの場について文書で保護者や学校にお知らせします。結果を受けて、保護者のお考えを確認するための書類を、学校に送ってください。その後、必要に応じて学校や教育委員会と話し合い、 保護者との合意形成 を経て、学びの場が決まります。

パターンⅡ：「秋の就学相談会」に参加する

4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの場について、学級担任等と相談をしてください。検討している学びの場の見学に行って、イメージをもってください。
9～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級への入級を検討している児童生徒や、夏の就学相談会に参加できなかった児童生徒は、「秋の就学相談会」に申し込んでください。また、これまでに行った知能（発達）検査の結果を添付してください。ない場合は、学級担任に相談してください。なお、原則として、夏の就学相談会に参加された方は、秋の就学相談会に申し込みできません。
10～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋の就学相談会が開催されます。専門員の先生と30分程度面談をします。お子さんと一緒に参加してください。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出していただいた資料や面談した際の情報等をもとに、教育委員会で委嘱している十数名の専門家が、お子さんの望ましい学びの場について審議します（教育支援委員会）。
11～12月 初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援委員会での審議結果を基に、教育委員会が判断した学びの場について文書で保護者や学校にお知らせします。結果を受けて、保護者のお考えを確認するための書類を、学校に送ってください。その後、必要に応じて学校や教育委員会と話し合い、保護者との合意形成を経て、学びの場が決まります。

パターンⅢ：通級指導教室を利用する

通級指導教室の利用を検討している児童は、学級担任に相談してください。通級指導教室の担当者と面談し、通級の必要性を判断します。その後、教育支援委員会にて審議し、教育委員会の判断を保護者にお知らせします。

Ⅲ その他

1 見学をしましょう

特別支援学級への入級や特別支援学校への転校・就学、通級指導教室の利用を検討している場合は、必ず、見学したり体験学習会に参加したりしてください。窓口は、各学校の教頭先生になりますので、学級担任等と相談の上、電話で予約をしてください。

2 移行支援シート

小学校から中学校へ、小学校から特別支援学校へなど、就学や転校によって学校が変わる場合、「**移行支援シート**」(p15参照)を作成してください。「移行支援シート」とは、お子さんは、どんなことが得意なのか、どんなことが苦手なのか、どんな支援が有効なのかなどの情報を、文書で学校に伝えるものです。学級担任や関係機関の担当者と連携をとりながら記入しましょう。書式は、鹿児島県教育委員会のホームページにあります。インターネットで「鹿児島県教育委員会移行支援シート」と入力してください。「移行支援シート」を作成した後は、保護者が新しい学校に送り、登校した日からすぐに、必要な支援を受けることができますようにします。

3 合理的配慮

合理的配慮とは、「学校が限度を超えた負担にならない範囲で、個別の状況に応じて配慮や調整を行うこと」をいいます。合理的配慮は、本人や保護者から学校に申し出て、学校と話し合っ決定します。まずは保護者が、「このような支援をしてほしい」と学校に相談することが大切です。

例えば、聴覚過敏があるAさんは、学校と相談して、イヤーマフ（防音保護具）を付けて授業に参加することになりました。また、黒板の文字をノートに写すことが難しいBさんは、学校と相談して、デジタルカメラで板書を撮影し、それをノートに貼るという対応をとることになりました。



4 学びの場の変更は可能

例えば、特別支援学級に入級したら、その後はずっと特別支援学級で学ばなければならない、ということはありません。お子さんの様子を見ながら、どの学びの場が更なる成長につながるか、学校と相談していく必要があります。基本的には、1年単位で学びの場を変更することができます。

各学校に、特別支援教育に関する窓口として、「**特別支援教育コーディネーター**」の先生がいますので、心配なこと等がありましたら、相談してください。

5 学びの場について相談できる機関

学びの場について、相談したいことや不安なことがありましたら遠慮なくお問い合わせください。

始良市教育委員会学校教育課	: TEL 66-3111
始良市子ども相談支援センター（あいぴあ）	: TEL 66-3120

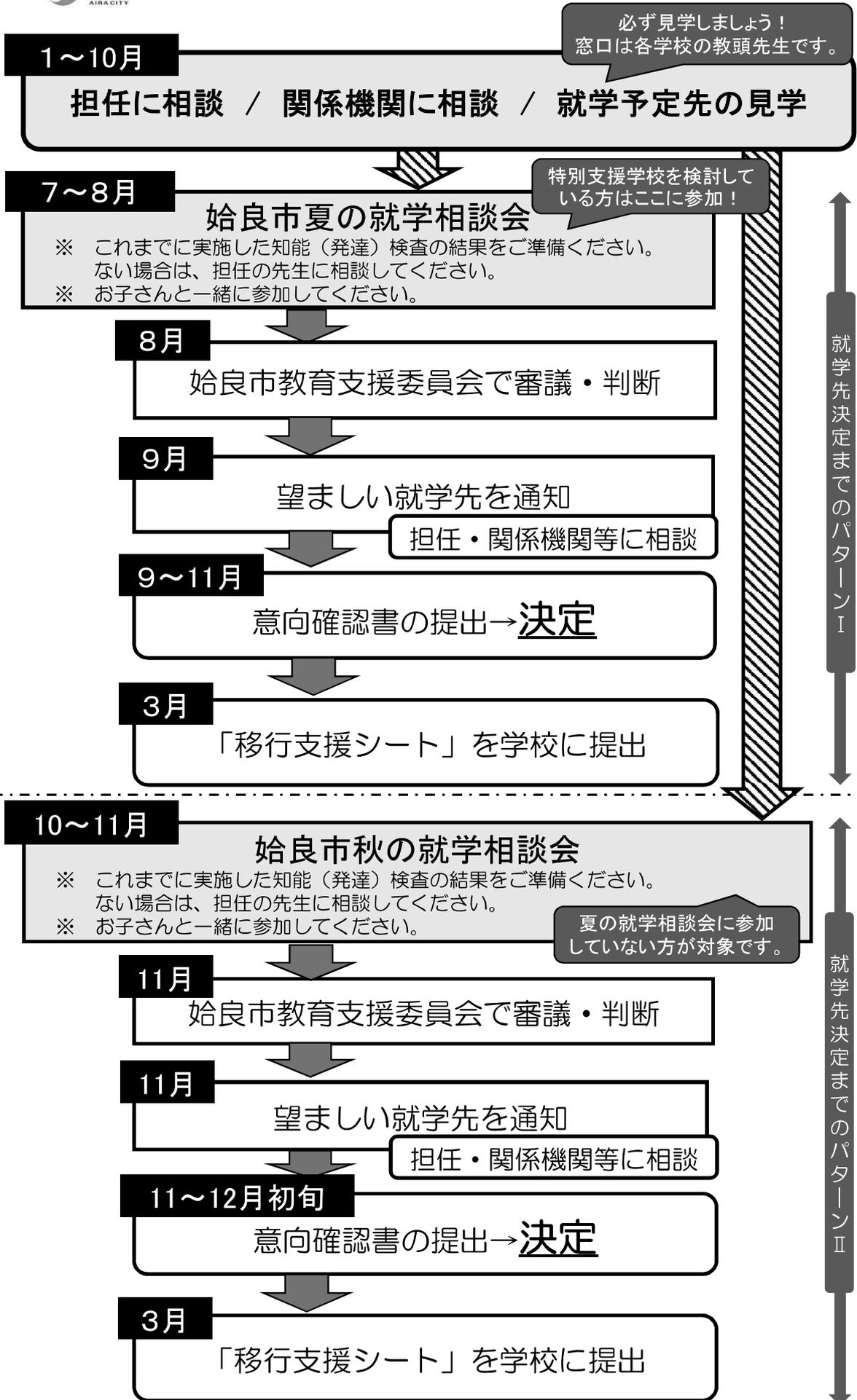


障害の程度と教育的対応

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象（障害の種類及び程度）

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害		口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とするもの
	学校教育法施行令第22条の3 より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省 より	



: 保護者が行う : 教育委員会が行う

楽しい学校生活を送るために

移行支援シート

小学校等



中学校等

このシートは、就学先へお子さんに必要と思われる支援や配慮についてお伝えし、お子さんが楽しく充実した学校生活を送ることができるようにするためのものです。

在籍する学校の担任等に記入してもらい、保護者の方が、就学先へお渡しください。

記入の際は、「移行支援シート作成の手引」を参考にしてください。

児 童 の 名 前		保 護 者 の 名 前	
住 所 ・ 電 話 番 号			
在 籍 校		就 学 する 学 校 名	
作 成 機 関 ・ 記 入 者			

1 現在行っている主な支援の内容 〈小学校・特別支援学校（小学部）→ 中学校・特別支援学校（中学部）〉

(1) 資料の観点例を参考に各項目について、支援度を記入してください。

◎：配慮・支援の必要はない。

○：何らかの配慮・支援があればできる。

△：多くの配慮・支援を要する。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

項 目		支援	主に小学校で行ってきた配慮・支援
健康 ・ 身 体 機 能	① 健康面に関する配慮		
	② 視覚		
	③ 聴覚		
	④ 姿勢保持		
	⑤ 移動		
	⑥ 手指の動き		
	⑦ その他（ ）		
身 辺 処 理 ・ 生 活	① 食事		
	② 排せつ		
	③ 衣服の着脱		
	④ 片付け		
	⑤ 用具の使用・活用		
	⑥ 役割（手伝い、係活動など）		
	⑦ 金銭		
⑧ その他（ ）			
社 会 性 ・ 行 動	① 指示や話の内容理解		
	② 意思の伝達		
	③ 集団行動・遊び		
	④ 決まりの理解や遂行		
	⑤ 人とのかかわり		
	⑥ 感情のコントロール		
	⑦ 危険回避・危険予知		
⑧ その他（ ）			
学 習	① 聞くこと		
	② 話すこと		
	③ 読むこと		
	④ 書くこと		
	⑤ 計算すること		
	⑥ 推論すること		
	⑦ 描くこと		
⑧ その他（ ）			

項 目		主に小学校で行ってきた配慮・支援
興味・関心等	得意なこと 好きな活動	
	苦手なこと 嫌いな活動	

2 就学先の学校に伝えたい支援内容

(1) 就学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項

※ これまで大事にしてきた指導内容・方法の工夫（環境や働き掛けの工夫，支援のこつ，情緒的に不安定になったときの対応など），これまでの指導で伸びてきたこと，これからも伸ばしてほしいこと，そのための手だてや配慮事項など

(2) 就学後の学校生活に関する要望・期待など（本人・保護者記入欄）

このシートの内容を就学先や関係する支援機関と共有することに同意します。

年 月 日

名前（本人・保護者）_____

【資料】 各項目の観点例

項 目		各 項 目 の 観 点 例
健康 ・ 身 体 機 能	① 健康面に関する配慮	睡眠, 栄養, 生活リズム, 呼吸, 体温, 脈拍, てんかん
	② 視覚	視力, 視野, 色覚, 光覚, 眼球運動, 斜視
	③ 聴覚	呼び掛けへや音への反応, 聴力, 補聴器, 人工内耳
	④ 姿勢保持	首のすわり, 寝返り, 座位, 立位, 姿勢変換, 変形
	⑤ 移動	歩行, 車いす, 歩行器, 杖使用, 階段,
	⑥ 手指の動き	指の開閉, つかむ, 持つ, 操作する, 巧緻性
	⑦ その他	清潔, 衣服の調節 など
身 辺 処 理 ・ 生 活	① 食事	好き嫌い, はし等の使用, そしゃく, えん下, 食事の形態
	② 排せつ	排便, 排尿, 導尿, 排便後の処理, 手洗い
	③ 衣服の着脱	着る, 脱ぐ, ハンガーの使用, くつを脱ぐ・履く
	④ 片付け	学習用具の整理, 衣服の整理, 掃除用具の整理
	⑤ 用具の使用・活用	はさみやのり, 筆記用具, 諸器具
	⑥ 役割	手伝い, 係活動
	⑦ 金銭	お金の理解, 買い物, 自動販売機の利用, 貯金
	⑧ その他	あいさつ, 自然へのかかわり, スケジュールの理解や変更など
社 会 性 ・ 行 動	① 指示や話の内容理解	指示の理解・遂行
	② 意思の伝達	言葉, 視線, 指さし, 身振り, サイン, 絵・文字カード
	③ 集団行動・遊び	集団行動への参加, 遊びの様子 (一人遊び, 平行遊びなど), 遊びのルール
	④ 決まりの理解や遂行	順番, 学校等の決まり, 公共施設の利用
	⑤ 人とのかかわり	視線の共有, 家族とのかかわり, 教師や友達とのかかわり
	⑥ 感情のコントロール	多動性, 衝動性, パニック
	⑦ 危険回避・危険予知	交通ルールの遵守, 危険な場所への立入, 火気や刃物の使用, 異食
	⑧ その他	こだわりの有無 など
学 習	① 聞くこと	聞き違い, 聞きもらし, 集団の場での聞き取り, 話し合いへの参加
	② 話すこと	話す速さ, 単語の羅列や語いの少なさ, 筋道立てた話, 分かりやすい伝え方
	③ 読むこと	読み間違い, 語句や行のとばし, 音読の速さ, 要点の読み取り
	④ 書くこと	字の形や大きさ, 筆順, 細部の間違い, 句読点の使用, 作文力
	⑤ 計算すること	学年相応の数の理解や表記, 計算力, 文章題の理解
	⑥ 推論すること	事物の因果関係の理解, 目的に沿った行動の計画, 必要に応じた修正, 早合点や考えの飛躍
	⑦ 描くこと	図形の模写, 見取り図や展開図の理解, 人や物の描画
	⑧ その他	身近な生活に関する知識や理解 (生き物, 地図など), 音楽 など

記入例

小学校（通常の学級）から中学校（通常の学級）へ就学する例

1 現在行っている主な支援の内容 〈小学校・特別支援学校（小学部）→中学校・特別支援学校（中学部）〉

(1) 資料の観点例を参考に各項目について、支援度を記入してください。

◎：配慮・支援の必要はない。

○：何らかの配慮・支援があればできる。

△：多くの配慮・支援を要する。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

項目		支援度	主に小学校で行ってきた配慮・支援
健康・ 身体機能	① 健康面に関する配慮	○	① 梅雨の時期や夏から秋の季節の変わり目に喘息の発作を起こすことがある。発作が起こったときは常備している携帯用の吸入器を使用し、家庭にすぐ連絡するようにしていた。
	② 視覚	◎	
	③ 聴覚	◎	
	④ 姿勢保持	◎	
	⑤ 移動	◎	
	⑥ 手指の動き	○	
	⑦ その他（ ）		
身辺処理・ 生活	① 食事	◎	⑤ 手先が不器用で、学習用具をうまく使いこなせないことがある。定規はしっかり押さえられるように幅の広い物を準備したり、コンパスを使うときにはノートの下に厚紙を敷いたりするなどした。 ⑥ 掃除時間中にぼんやりしていることがある。掃除場所と作業の手順を示した表を掃除棚の近くに貼り、事前に確認するように言葉掛けをすると見通しをもって活動できる。
	② 排せつ	◎	
	③ 衣服の着脱	◎	
	④ 片付け	○	
	⑤ 用具の活用	○	
	⑥ 役割（手伝い、係活動など）	○	
	⑦ 金銭	○	
	⑧ その他（ ）		
社会性・ 行動	① 指示や話の内容理解	○	② みんなの前で話をするときは、前日に内容を考え事前に練習することで、みんなの前で堂々と発表することができた。 ⑤ 校外学習や施設訪問では、あいさつの仕方や正しい言葉の使い方について事前に練習しておくことで落ち着いて参加することができる。
	② 意思の伝達	○	
	③ 集団行動・遊び	◎	
	④ 決まりの理解や遂行	◎	
	⑤ 人とのかかわり	○	
	⑥ 感情のコントロール	◎	
	⑦ 危険回避・危険予知	◎	
	⑧ その他（ ）		
学 習	① 聞くこと	○	③ 教科書を読むときは、補助シートを使い、読もうとする行だけが見えるようにすることで読みやすくなる。 ※補助シート…厚紙に一行だけが見えるように切り込みを入れた物 ⑥ 計算はできるが、文章題を苦手になっている。問題を声に出して読んだ後、図や絵を使い文章の意味を確認するようにした。 ⑧ 運動会の表現の練習は、全体練習の前に事前に教師と2人で練習したり、練習の様子をビデオに撮り、家庭でも練習してもらったりすることで意欲をもって取り組むことができた。
	② 話すこと	○	
	③ 読むこと	○	
	④ 書くこと	○	
	⑤ 計算すること	◎	
	⑥ 推論すること	○	
	⑦ 描くこと	○	
	⑧ その他（表現運動）	○	

項 目		主に小学校で行ってきた配慮・支援
興味・ 関心等	得意なこと 好きな活動	<ul style="list-style-type: none"> サッカーや野球などの球技 体育では、苦手な子どもにアドバイスを する役を任せるなど、<u>活躍の場</u>を設ける ようにした。
	苦手なこと 嫌いな活動	<ul style="list-style-type: none"> 図画工作（特に 絵をかくこと） 構想を立てる段階で、どんな作品にし たいかを<u>一緒に考えたり</u>、<u>作品作りの手 順をできるだけ細かく示したり</u>した。

2 就学先の学校に伝えたい支援内容

(1) 就学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項

※ これまで大事にしてきた指導内容・方法の工夫（環境や働き掛けの工夫、支援のこつ、情緒的に不安定になったときの対応など）、これまでの指導で伸びてきたこと、これからも伸ばしてほしいこと、そのための手立てや配慮事項など

- ・ 話すことに苦手意識があり、自分から友達に話し掛けることは少ないが、体を動かすことが大好きなので、昼休み時間は、友達と一緒にドッジボールをしたり、ハンドベースボールをしたりして遊んでいる。これからも、得意なことを生かして友達の輪を広げていってほしい。
- ・ 授業中、ぼんやりしていることがよくある。座席を前にして、集中できる環境をつくるようにした。また、指示が理解できていない場合もあるので、全体に指示を出した後、個別に分かりやすい言葉で話すように心掛けていた。

(2) 就学後の学校生活に関する要望・期待など（本人・保護者記入欄）

- ・ スポーツが好きで、サッカー部に入りたいという話をよくする。部活動を通してたくさんの人とかかわってほしい。
- ・ 学習に対する意欲が低く、家でも宿題に取り組むまでに時間がかかる。「できるようになった」という喜びを味わえるように頑張ってもらいたい。
- ・ 基礎学力が身に付いていないようなので、下学年（〇年生）の内容を復習する時間があると意欲の向上にもつながると思う。

このシートの内容を就学先や関係する支援機関と共有することに同意します。

〇〇年 〇月 〇日

名前（本人・保護者） 〇〇 〇〇